

適正な水道料金のあり方について

答 申 (案)

令和 年 月 日

柳井市上下水道事業経営審議会

目 次

1	はじめに	1
2	答申内容	1
3	付帯意見	3
4	おわりに	4

添付資料

柳井市上下水道事業経営審議会条例
柳井市上下水道事業経営審議会委員名簿
柳井市上下水道事業経営審議会開催経緯

1. はじめに

水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としている。市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を適正料金で安定的に供給していくことが求められる。

本市の水道事業は、昭和15年の給水開始以来、水源の乏しさからたびたび渇水に悩まされてきた。平成13年度から柳井地域広域水道企業団からの全量受水に切り替えたことにより、水不足は解消したものの、高額な受水費が柳井市水道事業の経営を圧迫する要因となっている。

近年、給水人口の減少や節水意識の高揚などにより水需要の増加は見込めない状況にある一方、水道水の安定供給に欠くことのできない老朽化対策や耐震化対策に対する建設改良事業費の増大が見込まれ、費用の削減努力だけでは改善が難しい経営状況にある。

このような状況の下、令和4年7月26日柳井市上下水道事業管理者である柳井市長から本審議会に対し、健全な水道事業経営を支える適正な水道料金のあり方について諮問を受けたところである。

そこで本審議会において、柳井市水道事業の現状を踏まえ、令和5年度以降の事業計画及び財政計画に基づき、今後の水道料金のあり方について協議を重ね、次のとおり結論を得たのでここに答申するものである。

2. 答申内容

（1）水道料金のあり方

本市の水道料金は、平成26年度に策定した「柳井市水道料金算定要領」に基づき、総括原価方式により、4年ごとの適正な水道料金について検証することとしている。平成26年度には、平均11.44%の改定が必要との試算に基づき、平成27年10月1日に

料金改定を実施し、用途別料金体系から口径別料金体系に移行し、併せて基本水量制を廃止し、逦増型従量料金を採用した。平成30年度には、平均4.24%の改定が必要との試算が出たものの、付帯意見を付して現行の料金体系を維持し、料金は据え置くこととした。

今回策定した令和5年度以降の財政計画を基礎として算定要領に基づき総括原価方式により試算した結果、引き続き経費削減などの経営努力を行ったとしても、水道施設の老朽化や耐震化に伴う更新等を着実に推進し、将来にわたって安定的に水道水を供給し続けると同時に健全経営を維持していくためには、料金改定が必要であるとの結論に至った。

(2) 料金算定期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

料金の安定性、期間的負担の公平性、原価把握の妥当性等を考慮し、令和5年度から令和8年度までの4年間とすることは適当である。

(3) 料金水準

平均改定率8.21%

本市の水道料金は、適正な原価に事業を継続していくために必要な施設の維持や更新費用である資本報酬を加算した総括原価方式により算定している。給水人口の減少に伴う料金収入の減少により、現行料金収入では、令和8年度までの4年間で、約2億円の不足が生じるため、これを補うには8.21%の料金値上げが必要という結果となった。

(4) 料金体系

基本料金は据え置き、従量料金の単価を見直し

本市の水道料金体系は、水使用の有無に関係なく使用者が負担する基本料金と、水の使

用量に応じて使用者が負担する従量料金を加えた二部料金制を採用している。水道使用者の負担の公平性を確保するという観点から、現行の料金体系を継続することは適当である。

①基本料金

前回の料金改定時の試算結果と大きな差異はなく、メーターの口径に応じて負担する現行の基本料金は、据え置くこととする。

②従量料金

1 カ月当たり 1 0 m³までの使用水量に対する水道料金については、1 m³につき 9 3 . 5 円から 1 3 2 円へと改定し、1 0 m³を超える使用水量に対する水道料金については、据え置くこととする。

逡増度の緩和による負担の公平性の観点から適当である。

現行料金体系と改定案との比較及び使用水量別料金は、別表 1、別表 2 のとおりである。

(5) 料金改定時期

令和 5 年 1 2 月以降の検針分から適用

水道使用者への丁寧な説明を行うとともに、その周知期間等を考慮したうえで改定することが望ましい。

3. 付帯意見

(1) 適切な水道事業運営

料金体系維持のために必要な事業を先送りすることがないように適切な事業運営に努めること。

(2) 安定供給の継続

事故や災害による被害を防ぐために適正な管路や施設の更新を計画的に実施し、将

来にわたり水道の安定供給に努めること。

（３）人材の育成

包括外部委託の実施等により職員数を削減し経費節減に努めていることは評価できるが、安定して水道事業を経営するため、事務職員、技術職員の育成に努めること。

（４）中間検証

常に水道事業の経営状況を注視するものとし、令和７年度には中間検証を行うものとする。

４．おわりに

本審議会では、今後の健全な水道事業経営に資するための方策として、令和５年度以降の適正な水道料金のあり方について、慎重な審議を重ね、その方向性を示した。

市民に安全な水を安定して供給するとともに健全な経営を維持しながら事業を継続するためには、料金改定はやむを得ないとの結論に至った。

この答申を踏まえ、柳井市の水道事業が健全経営を維持したうえで安全かつ強靱な水道が次世代へ引き継がれるよう期待するものである。

別表１ 現行料金体系と改定案との比較（料金体系／消費税及び地方消費税込）

区 分		現 行	改定案	改定額	改定率
①基本料金 (メーター口径)	13mm	1,100 円	1,100 円	0 円	0%
	20mm	1,100 円	1,100 円		
	25mm	1,100 円	1,100 円		
	30mm	1,485 円	1,485 円		
	40mm	2,200 円	2,200 円		
	50mm	6,820 円	6,820 円		
	75mm	10,560 円	10,560 円		
	100mm	14,410 円	14,410 円		
	150mm	33,990 円	33,990 円		
②従量料金 (使用水量)	10 m ³ まで	93 円 50 銭	132 円 00 銭	38 円 50 銭	41.18%
	11 m ³ 以上	271 円 70 銭	271 円 70 銭	0 円	0%

別表２ 現行料金と改定案との比較

(1月当たりの水量別料金／消費税及び地方消費税込)

使用水量	現 行	改定案	改定額	改定率
0 m ³	1,100 円	1,100 円	0 円	0%
1 m ³	1,193 円	1,232 円	39 円	3.27%
5 m ³	1,567 円	1,760 円	193 円	12.32%
10 m ³	2,035 円	2,420 円	385 円	18.92%
14 m ³	3,121 円	3,506 円	385 円	12.34%
20 m ³	4,752 円	5,137 円	385 円	8.10%
30 m ³	7,469 円	7,854 円	385 円	5.15%
40 m ³	10,186 円	10,571 円	385 円	3.78%

水道料金表により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

